令和７年度

藤島小学校　いじめ防止基本方針

【ダイジェスト版】

1　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの定義の確認】

①　けんかやふざけ合いであっても，児童生徒の感じる被害性に着目し，該当するか否かを判断する。

②　好意で行った行為が，相手に苦痛を感じさせてしまった場合も，いじめに該当する。ただし，いじめという言葉を使わずに，柔軟に対応することも可能である。

2　いじめの解消　※少なくとも、次の①と②の要件を満たす必要がある。

①「いじめに係る行為が止んでいること」
　※被害者に対する心理的行為又は物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること(少なくとも3ヶ月以上)。

②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」
　※被害児童生徒本人及びその保護者に面談などにより確認する。

3　いじめ対応の基本的な流れ

いじめの認知

○「いじめの防止等のための対策組織」を招集
○いじめられた児童を徹底して守る。
○見守る体制を整備する。
（登下校，休み時間，清掃時間，放課後等）

↓

正確な実態把握

○当事者，周りの児童から聴き取り，記録する。
○個別に聴取する。
○関係教職員と情報を共有し正確に把握する。
○ひとつの事象にとらわれず，いじめの全体像を把握する。

↓

指導体制・方針

○指導のねらいを明確にする。
○全教職員の共通理解を図る。
○対応する教職員の役割分担を考える。
○教育委員会，関係機関との連携を図る。

↓

児童への指導・支援
保護者との連携

◆児童への支援・指導
○いじめられた児童を保護し，心配や不安を取り除く。
○いじめた児童に，相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で，いじめは許されない行為であることを意識させる。
◆保護者との連携
○直接会って，具体的な対策を話す。
○協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。

↓

今後の対応

○継続的に指導や支援を行う。
○カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
○心の教育の充実を図り誰もが大切にされる学級経営を行う。

4　情報の把握について

把握すべき情報

- ◆誰が誰をいじめているのか？【被害者と加害者の確認・人数等】
- ◆いつどこで起こったのか？【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？【態様と内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？【背景と要因】
- ◆いつ頃から？どのくらい続いているのか？【期間】

要注意
児童の個人情報はその取扱に十分注意！

正確な事実関係を迅速に把握するために，複数の教職員で連携して対応する。

5　重大事態への対応

（１）重大事態の定義

①いじめにより児童（生徒）等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間３０日を目安とし，一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

（２）重大事態への対処

①重大事態が発生したと判断した場合は，教育委員会に速やかに報告する。
②教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
③上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施するとともに，関係諸機関との適切に連携する。
④調査の際，アンケートを実施する場合は，その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
⑤上記調査結果については，いじめを受けた児童及び保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
⑥情報の共有及び提供にあたっては，他の児童（生徒）のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮する。

６　藤島小いじめ関連組織

（１）「藤島小学校いじめ防止対策委員会」

※校内において，日頃からいじめの問題等，生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付ける組織。

【構成員】

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当教員，学年主任，養護教諭，学級担任，教育相談担当教員，その他関係教員と，学区民や保護者からなる外部関係者（ＰＴＡ代表　等）を加えて組織する。
外部関係者の人選は学校裁量とする。

（２）「藤島小学校いじめ問題対応委員会」

※学校において，校長又は教育委員会が，重大事態が発生したものと判断した場合に，問題対応，調査に当たる組織。

【構成員】

「藤島小学校いじめ防止対策委員会」の教職員等による構成員に加え，学校と教育委員会が協議し，市対応委員会より人員の派遣を受け設置する。